

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2016年6月21日 No.23 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内 容

6月17日 大津地裁 関電の仮処分執行停止申立を却下	1
仮処分申立人、弁護団声明	2
6月10日の期限に双方から書面提出(仮処分)	3
6月10日 本訴第11回口頭弁論	4
原告本訴準備書面19~21の概要	5
彦根で「東京原発」上映会	7
原発のコストあれこれ(2)	8
学習資料「大津地裁決定を学ぶ」の普及状況	10
脱原発をめざす首長会議学習会のお知らせ	11
支える会の状況、今後の裁判日程	11
原子力規制委・島崎元委員、地震の揺れの過小評価の可能性指摘	12
高浜3、4号機設置変更許可の異議申立の棄却通知	12

大津地裁 関電の仮処分執行停止申立を却下 判断は揺るがず 再び高浜再稼働に断!

6月17日、大津地裁は、3月14日に関西電力が行った仮処分の執行停止申立を却下する決定を下しました。裁判所の判断の概要は次のとおりです。

- ① 原決定の取消し原因となることが明らかな事情の説明がない。
- ② 関電は過酷事故の機序の説明が必要と主張しているが、事業者として安全性に欠ける点のないことの立証がされなければ、逆に安全性に欠ける点があることが推認されるといえ、関電の主張は安全性に欠ける点がないことが立証されていない。
- ③ 新規制基準の制定経過に照らし、少なくとも本件各原発の設計や運転のための規制が具体的にどのように強化され、それにどう応えたのか説明していない。

この決定に対して、申立人と弁護団の名前で声明をだすとともに、午後から記者会見、報告集会を行いました。



【記者会見、報告集会での質疑】

Q1. 今回の決定の感想は？

A. (井戸弁護団長) 3月9日以降いろいろな

評価があった。裁判官の考え方が変わったのか、変わらないのか気になっていたが微

動だにしていない。力強い思いだ。

Q2.評価できる点は？

- A. 立証責任が関電にあることを改めて認めたこと。関電は過酷事故の機序の説明が必要と主張したのに対し、我々は必要ないと主張。裁判所は我々の主張をそのまま認めていること。新規制基準には福島事故の解明が必要という我々の主張も認めていること。

Q3.異議審の見通しは？

- A. 基本が変わっていないので希望もてる。

Q4.決定ができるまで3ヶ月かかった理由は？

- A. 書面の提出期限を6月10日とし、6月10日に一週間後に決定をだすと通知があった。双方の主張を出し尽くさせての判断と推測している。

Q5.今後のスケジュール見通しは？

- A. 異議審決定が7月か8月、関電は即抗告するだろうから、高裁での最初の審尋は10月、数回の期日を要するので決定は早くても来年の春以降だろう。あくまで推測だ。

2016年6月17日

声 明

大津地裁高浜3、4号機仮処分申立事件申立人、弁護団一同

本日、大津地裁は、関西電力株式会社がしていた平成28年3月9日付仮処分決定（以下「原決定」という。）の執行停止申立てに対し、これを却下する旨の決定をした（以下「本決定」という。）。関西電力株式会社は、仮処分異議に対する決定が出る前に、高浜3、4号機の運転を再開しようとしたが、大津地裁は、その企てを認めなかったのである。これによって、今後、少なくとも仮処分異議に対する決定が出るまでの間、関西電力株式会社が高浜3、4号機の起動スイッチを押すことができないことが確定した。

本決定は、改めて、安全性の立証責任を明確に事業者側に負わせた上で、福島第一原子力発電所事故の原因究明が完遂していない状況では新規制基準に適合していても安全性が確保されたとみることはできないと述べた。市民感覚に沿ったまっとうな判断というべきであるし、原子力規制委員会や事業者が再稼働に向けて闇雲に前のめりになっている姿勢に対して強く警鐘を鳴らすものと評価することができる。

原決定が出た後起こった熊本地震は、特定の地域を震度7の地震動が連続して襲った点においても、震源域が日を追って拡大した点でも、従来想定されていなかったタイプの地震であり、地震についての科学的認識がなお不十分であることを明らかにした。中央構造線に沿って震源域が拡大することを恐れて、多くの人が川内原発の運転を停止することを求めたが、原子力規制委員会も九州電力も、これを検討する姿勢さえ見せず、そのことが市民の原発に対する不安を一層高めている。

島崎邦彦前原子力規制委員長代理が、現在の基準地震動の策定方法に過小評価の恐れがあることを表明していることに鑑みても、このまま高浜3、4号機を運転することは許されるべきではない。

本決定は、当然の決定ではあるが、原発ゼロの日本を実現するためには、多くの手続を積み重ねるの必要があり、その一つを積み上げた価値ある決定である。私たちは、原発ゼロの日本に道すじを開いた原決定を高く評価し、今後も、これを守るために全力を尽くすことを誓う。

以上

仮処分異議審 提出期限の6月10日に双方から書面提出 申立人 準備書面16、17を提出 地震、津波等について反論 関電 主張書面(15) 異議申立書、主張書面(14)の要点を再度主張

仮処分異議審の書面提出期限として設定された6月10日に申立人側は関電準備書面(14)への反論第2として準備書面16、反論第3として準備書面17を提出し、地震、津波、燃料ピット、避難計画等について主張しました。

一方、関電側も主張書面(15)を提出。異議申立書および主張書面(14)の要点として原決定の判断枠組み、地震、燃料ピット、原子力災害対策等について再度主張しました。

仮処分準備書面16(関電の主張書面(14)に対する反論 第2)の概要

1. 原決定が、「基準地震動 Ss-6 (鉛直、485 ガル) が結果的に最大の基準地震動 (鉛直) となっている」と述べたのに対し、関電は「原決定が、基準地震動の大小比較は専ら最大加速度によって行われるものと理解しているとすれば、科学的、専門技術的知見に照らして明らかに誤っている。」と非難しているが、原決定の表現は関電の表現を使用したものであり、言いがかりである。
2. 関電が「本件原発周辺に限って、地表の調査によって震源断層を把握できる」というのは独断にすぎない。すなわち、地表や地表近くをいくら詳細に調査しても震源断層を正確に把握できないこと、活断層の長さについても関電の主張どおりに認定できないこと、専門家も現在の地震学では震源断層の位置、大きさ等を正確に予測することは困難であると述べていることがその理由であり、原決定の関電の調査方法に対する疑念は当然である。
3. 関電は、原子力規制委員会の求めにより断層の上端深さを 3km と設定するなど保守的な条件設定をし、その結果、水平方向の加速度が数倍となっていることなどを主張しているが、これらはいずれも原則的な条件設定であり、保守的条件設定とはいえ、基準地震動が何倍になろうと全く意味がない議論である。原決定が、関電予測値が最大の地震動に近い疑問を呈したのは当然である。
4. 関電は、地震の標準的・平均的な姿に震源特性、伝搬特性、サイト特性を加味して基準地震動を設定するが、本件では加味すべきデータは特段得られていないと主張。これに対して我々は、たかだか20程度の地震データでそうした加味すべき諸要素をもれなく認識できるかと疑問を呈したが、具体的な説明はない。原決定の地域性を裏付けるに足る資料は見あたらないというのは正当な判断である。
5. 関電は、言葉尻をとらえて原決定が「震源を特定せず策定する地震動」について誤解しているとしているが、最大の問題は地震ガイドにより素直に設定すれば関電の設定値よりはるかに大きい地震動になるという点である。
6. 熊本地震は様々な点で従来の想定を超えており、我々の地震の知識が不十分であることを印象づけた。

仮処分準備書面17(関電の主張書面(14)に対する反論 第3)の概要

1. 関電の津波調査は若狭湾津波の特性を考慮していない不十分なものである。
 2. 電源設備、使用済み燃料ピットの安全性について
 3. 避難計画は不合理であり実効的でない
- ※以上、本訴準備書面21の概要を参照

6月10日 本訴第11回口頭弁論

原告 準備書面19で深刻な老朽化問題を指摘 20で耐震について補充主張、21で燃料ピット、津波、避難計画について主張 関電 準備書面(14)(15)(16)で土砂災害、地震等について認否、反論

6月10日、福井原発群運転差し止めを求めた本訴第11回口頭弁論が天津地裁で行われました。3月9日の仮処分決定後はじめての公判であったため、傍聴希望者多数で抽選となり、法廷に入れない人も多数でるほどでした。

原告側は、準備書面19、20、21を提出。19では、高浜1、2、美浜3など40年を超える老朽原発の審査に重大な問題があることを指摘。20では、岡村高知大学特任教授、志岐京都大学名誉教授、竹本京都大学名誉教授の意見書、論文を引用し、関電の震源断層の長さの設定に問題があること等を指摘。また、耐震設計は一回の基準地震動に耐えるよう行われるものであり、震度7が2回も襲った熊本地震を原発に当てはめると、最初の基準地震動で塑性変形した機器、配管類が2度目の基準地震動で機能を喪失する恐れを指摘しました。21では、使用済み燃料ピットの危険性の他、地質構造からみて若狭湾の津波は局所的に大規模となる可能性があり、関電の津波対策では不十分であること、さらに避難計画について関電は、現行法上の枠組みを説明するだけであり、現実の避難計画が合理的で実効あるものになっていないこと等を改めて指摘しました。

一方、関電側は準備書面(14)、(15)、(16)を提出。(14)では、原告が訴状で指摘した土砂災害や斜面崩壊の危険性について基準に基づいて安全な設計をしていること、(15)では原告準備書面(17)、(18)に対して認否を行い、原発が無くても電気は足りており、原発の公益性はなくなったという原告の主張に対して反論。さらに(16)では、耐震対策について主張した原告準備書面2、4、7、10、13、14、16に対して100ページを超える紙面を割いて認否を行い、全体で350ページを超える紙面と膨大な証拠書類で反論を行ってきました。

また、法廷では、原告側代理人弁護士が準備書面の内容について口頭説明したのに続き、関電側代理人も準備書面の内容を約20分にわたって口頭説明を行いました。

山本裁判長は原告、被告双方に反論を促しました。今後の対応について、原告側は早期結審を求めたのに対し、関電側はあと数回の期日を要求した結果、次回9月30日の次の期日は1月17日に設定されました。

約1時間にわたる法廷でのやりとり終了後、記者会見と報告集会を行いました。

【記者会見、報告集会での質疑】

Q1.今後の日程的な見通しは？

A. 次々回が1月に設定されたので我々がめざしていた年度内判決は難しくなった。



(山本裁判長は3月で異動となる可能性が高いので)新しい裁判長の下での判決となるだろう。

Q2.被告の法廷内での口頭説明をどう見るか？

- A. 原告側は参加者に説明するために行うのだが、被告側がやるのは異例だ。5月10日の仮処分異議審でも行っているのだからこれからはやるのではないかと。意図はよくわからないが、裁判所に対してより理解を深めてもらうということか。

Q3.被告の主張に新しいことはあったのか？

- A. 新しい主張はないが、今まで簡単に言っていた事を丁寧に説明し反論している。たとえば今回だしてきた準備書面(16)は350ページを超えるものであり、その証拠書類も膨大だ。

また、原告準備書面に対して認否を行ってきたことも今回の特徴だ。地震についての被告準備書面(16)における認否で

は、こちらの準備書面(2)の認否から始まっている。逆にいえば、(裁判所が求めたにもかかわらず)いかにこの間認否を行ってこなかったかという表れだ。

こうした関電側の対応の変化によって主張がかみ合うようになってきた。

Q4.熊本地震に関する原告の主張は仮処分と同じか？

- A. 同じ内容だ。1399ガルという構造物によって驚異的な地震動が観測されたことをどう評価するかという問題や、震度7が連続して2回観測されたことなど耐震設計の基本を見直す必要がある。

Q5.関電の訴訟対応の変化の背景は？

- A. 法廷内での口頭説明や準備書面の構成の仕方は明らかに今までの対応と変わっている。今までのやり方は仮処分で失敗したので、勝つための説明、主張立証が必要という総括をしたのだろう。

原告本訴準備書面19【老朽化問題】の概要

1. 原子力規制委員会の審査は拙速で杜撰なものであること
 - (1) 安全系ケーブルと一般系ケーブルは分離敷設されなければならないが、柏崎刈羽をはじめ各地の原発で混在敷設という基準不適合事象があり、高浜3、4号機においてもケーブルの分離確認が行われずまま再稼働が認められている。
 - (2) 高浜4号機の汚染水漏洩事故は「原発は事故が起こる。ヒューマンエラーは原発という巨大プラントには必然であり、避けられない。」ことを明らかにするものであり、原子力規制委員会の再稼働審査がいかに杜撰なものであったかを示すものである。
2. 40年超の運転延長審査が新規基準を遵守していないこと
 - (1) 40年というルールは原発の安全面から定められたものである。
 - (2) 高浜1、2の延長審査では、基準に適合しない設計上の数値(減衰定数)が用いられており、規制委員会はこれを工事完了後確認するとしている。
 - (3) 難燃性ケーブルを使用していないという基準違反がある。
 - (4) 電気ケーブルの絶縁性能が基準を満たしていない。1000kmから2000kmにおよぶ電気ケーブルは運転時間や放射線曝露により急激に劣化が進むが、被告のケーブル劣化の評価方法は合理性を欠くものである。
 - (5) 中性子照射による応力腐食割れの評価がなされていない。
3. 原子炉圧力容器の中性子照射脆化に関する審査が不十分である

原告本訴準備書面20【地震問題での補充主張】の概要

1. 次の学者の意見書、論文は関電の基準地震動の問題を指摘している。
 - (1) 岡村眞高知大学防災推進センター特認教授意見書
 - ①今の科学では、震源断層を正確に把握することができない
 - ②関電が震源を特定しない地震として使用している留萌支庁南部地震の小物の地震では中央構造線という大規模な断層帯による地震動を代表させることはできず、伊方原発基準地震動 650ガルは過小評価である。この指摘はそのまま本件原発にあてはまる。
 - (2) 志岐常正京大名誉教授意見書
若狭湾の地質構造からみて、大飯原発が位置する半島の西側には、西南の上林川断層が延びてきているはずである。(関電は上林川断層の北東端は、大飯原発や高浜原発の南西約20kmに位置していると主張)
 - (3) 竹本修三京大名誉教授の論文
上林川断層の北東方向に断層長さを延長して、大飯原発に達する内陸地殻内地震が起こることも想定してモデル計算を行うべきと主張。また、上林川断層の北東端の位置が大飯原発側に伸びている根拠として同論文で引用されている調査については関電社員3名が共著者に名前を連ねていることも指摘。
2. 熊本地震の衝撃
熊本地震では以下のとおり様々な点で従来の想定を超えており、原発の耐震設計にも盲点があることを印象づけた。
 - (1) 地震減少の地域的な拡大(気象庁 「観測史上例がない」と戸惑い)
 - (2) 連続した強い地震
原発に当てはめると、1回目の強い地震で塑性変形した機器、配管類が2回目の強い地震で機能喪失するおそれ。
 - (3) 驚異的な上下動(1399ガル)
 - (4) 想定を超える長さの断層が動き、事前には震源断層の長さがわからないことを実証。
3. 大飯、美浜の基準地震動の問題点を指摘

本訴準備書面21(燃料ピット、津波、避難計画、テロ問題)

1. 使用済み燃料ピットについて損壊が生じることを想定した対策がとられていない
2. 関電の津波調査は若狭湾津波の特性を考慮していない不十分なものである
若狭湾の地盤はブロック化しており、ブロックの運動によって地震が引き起こされるとともに局所的な大津波が発生しうる。関電は古い神社が現存することやいくつかのポイントでの堆積物調査により伝承の大津波はなかったとしているが、ブロック活動による津波を想定すると、古い神社が現存することとクルミ村伝承のように一村だけが全滅することは矛盾無く説明できる。
3. 避難計画が不合理・不十分なものである
「高浜地域・緊急対応」は十分時間をかけて策定されたものではない。原発事故と地震が同時に起こった場合、熊本地震で見られたように屋内待避は現実的でない。三日月滋賀県知事も屋内待避に疑問を呈している。
4. 国際情勢の動向をはじめ、日本の「集団的自衛権」は原発に対するテロ攻撃のリスクを高めている。